

法務局地図作成事業の実施に伴う 土地所有者様等へのはがき送付について（お知らせ）

秋田地方法務局では、法務局地図作成事業の実施に伴い、本事業地区内の該当する土地の所有者又は管理者の皆様へ、次の内容ではがきを送付しています。

御不明な点がございましたら、当局登記部門地図整備・筆界特定室までお問合せ願います。

【作業地区】

- 1 秋田市牛島西三目の一部
- 2 秋田市茨島六丁目の一部

令和6年8月

各 位

秋田地方法務局

登記簿上の所有者の確認について

秋田地方法務局では、令和6年度から令和7年度にかけて、秋田市の「牛島西三丁目、茨島六丁目の各一部」地区におきまして、法務局地図作成事業を実施いたします。

つきましては、上記地区内の土地について、登記簿上の所有者に変更がないかを確認するため、同所有者様宛てに、このはがきを送付させていただきました。

このはがきの表面に記載された所有者様の住所、氏名に変更がある場合や、相続登記が未了である場合には、お手数ですが、当局登記部門 地図整備・筆界特定室までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡いただいた内容につきましては、秘密保持に留意し本事業以外の目的に使用いたしません。

なお、はがき送付の件は、当局のホームページ（<https://houmukyoku.moj.go.jp/akita/>）でもお知らせしております。

おって、令和7年5月から8月頃に、土地境界の確認を行う予定ですので、その際にはご協力をいただきますよう、お願いいたします。

【問合せ先】

秋田市山王七丁目1番3号

秋田地方法務局 登記部門地図整備・筆界特定室

電話 018-862-1442（担当 阿部）